

行田羽生資源環境組合組織規則

令和4年4月1日

規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、管理者が統括する機関の組織について、その所掌事務等を明確にし、もって行政事務の適正かつ能率的な運営を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(課及び係)

第2条 行田羽生資源環境組合事務局設置条例（令和4年条例第6号）第1条の行田羽生資源環境組合事務局（第4条第1項及び第5条第1項において「事務局」という。）に、次の課及び担当を置く。

総務施設課

総務担当 施設担当

(事務分掌)

第3条 課及び担当の事務分掌は、次のとおりとする。

総務施設課

総務担当

- (1) 正副管理者会議等に関する事。
- (2) 議会に関する事。
- (3) 監査委員に関する事。
- (4) 公平委員会に関する事。
- (5) 儀式、行事及び表彰に関する事。
- (6) 公印の管理及び公告に関する事。
- (7) 文書の收受、発送及び管理に関する事。
- (8) 規約、条例、規則等の制定及び改廃に関する事。
- (9) 情報公開に関する事。
- (10) 個人情報保護に関する事。
- (11) 行政組織及び事務管理に関する事。

- (12) 職員の定数及び配置に関すること。
- (13) 職員の任免、分限、懲戒、服務その他身分に関すること。
- (14) 職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関すること。
- (15) 職員の褒章及び表彰に関すること。
- (16) 職員の研修に関すること。
- (17) 職員の福利厚生及び健康管理に関すること。
- (18) 市町村職員共済組合及び公務災害補償に関すること。
- (19) 職員の被服貸与に関すること。
- (20) 予算の編成及び執行管理に関すること。
- (21) 財政の総合調整に関すること。
- (22) 財政状況の公表に関すること。
- (23) 決算及び決算統計に関すること。
- (24) 起債及び一時借入金に関すること。
- (25) 組合財産の取得、管理及び処分（建設用地の取得に係る事務を除く。）
に関すること。
- (26) 公有財産の総合調整に関すること。
- (27) 組合の収入及び支出に関すること。
- (28) 契約検査事務に関すること。
- (29) 入札事務に関すること。
- (30) 現金の出納及び保管に関すること。
- (31) 有価証券の出納及び保管に関すること。
- (32) 現金及び財産の記録管理に関すること。
- (33) 物品の出納及び保管に関すること。
- (34) 指定金融機関に関すること。
- (35) 構成市の負担金に関すること。
- (36) 組合広報に関すること。
- (37) 組合内の庶務に関すること。
- (38) その他他の担当に属さないこと。

総務施設課

施設担当

- (1) 一般廃棄物処理施設（し尿処理施設を除く。）に係る計画の策定に関すること。
- (2) 一般廃棄物処理施設（し尿処理施設を除く。）の設置及び稼働後の管理運営に関すること。
- (3) 生活環境影響調査に関すること。
- (4) 建設用地に関すること。
- (5) 循環型社会形成推進交付金に関すること。
- (6) その他施設に関すること。

（職の設置）

第4条 事務局に事務局長を、課に課長を置く。

- 2 前項に規定する職のほか、必要に応じて、参事、次長、副参事、主幹、主査、主任、主事又は技師を置くことができる。

（職務）

第5条 事務局長は、管理者の命を受け、事務局の所掌事務を統括し、所属職員を指揮監督する。

- 2 参事及び副参事は、特に指定された事項を処理するとともに、当該指定事項について、事務局長を補佐し、職員の担当する事務を監督し、事務を調整する。
- 3 次長は、事務局長を補佐し、職員の担当する事務を監督し、事務局長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 課長は、上司の命を受け、課の事務を掌握し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。
- 5 主幹は、上司の命を受け、所管の事務を処理するとともに、職員の担当する事務を監督し、課の事務を整理し、課長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 主査は、上司の命を受け、担当の事務を処理し、その処理について、所属の職員を指揮監督する。
- 7 主任は、上司の命を受け、担当の事務を処理するとともに、主査を補佐する。

8 主事及び技師は、上司の命を受け、事務に従事する。

(相互援助)

第6条 重要若しくは特殊な事務又は緊急を要する事務については、事務局長がそれぞれの職員に相互に援助させることができる。

(事務の特例)

第7条 管理者は、臨時又は特殊な事務で必要と認めるときは、担当以外の事務を処理させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。